



昭和29年11月30日 火曜日 鳥取県公報 第2571号

第2571号

昭和二十九年十一月三十日

鳥取県告示第五百九十九号	
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第七条第三項の規定による森林区施業計画及び同法第八条第一項の規定による昭和三十年度森林区実施計画案を次の場所において公表する。	
十四日	外江町 同上 旧中浜村
十三日	富益村 同上 大篠津村
和田村	米子市 同上
米子市	米子市 同上

鳥取取知事職務代理者  
鳥取県副知事 鈴木 武  
一 森林区施業計画  
二 昭和三十年度森林区実施計画案  
1 鳥取県庁  
2 西部地方事務所

昭和29年11月30日 火曜日 鳥取県公報 第257号

第2571号 2

耳鼻科	岡村 韶雄	松本 安博	佐藤 幹雄	山形 稲田喜代治
外科	中尾 敏正	小泉 章	涌谷 忠雄	山形 稲田喜代治
井上 権治	北岡 宇一	清水 正章	森脇 良省	佐藤 幹雄
森崎 邦夫	岡田 尤克	"	渡部哲二郎	山形 稲田喜代治
大田 敏朗	香田平太郎	"	中尾 德明	佐藤 幹雄
岡本 正規	山口 俊行	"	清水 正	佐藤 幹雄
	新宮 彦助	"	眼科	佐藤 幹雄
		"	藤永 豊	佐藤 幹雄
		"	榎川 修	佐藤 幹雄
		"	青柳 恒之	佐藤 幹雄
鳥取県告示第五百八十九号	次のようない豚コレラ予防注 予防法(昭和廿六年法律第五 り、豚の所有者に対して予			

次のように豚コレラ予防注射を実施するので家畜傳染病予防法(昭和廿六年法律第百六十六号)第六条の規定により、豚の所有者に対して予防注射をうけることを命ずる。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第五十二号

昭和二十九年十一月三十日

鳥取県教育委員会委員長

十二月六日午前十時

三木順治

三  
報  
告

1の要旨

選舉管理委員會告示

**鳥取県選舉管理委員会告示第三十九号**

政治資金規正法第十二条及びこれを準用する第十八条の規定による政党協会その他の団体又はその支部の收支に

関する報告書の要旨は次のとおりである。

鳥取県選挙管理委員会委員長

政党協会その他の団体の收支に関する報告書要旨  
重頭 政治資金規正法第十二条及び二十九条準用す

種類 政治資金規正法第十二条及びこれを準用する  
第十八条の規定による報告書

昭和29年11月30日 火曜日 島取県公報

00636

第2571号 6

二  
支  
出

政黨  
団体名 協会その他

直道会

稅務署支部

鳥取県海外殘留同胞引揚促進同盟

日本共産党伯西地区委員会

支	出	の	総	額
六	借	料	損	益
五	通	信	費	円
四	事	務	員	
三	食	糧	費	
二	備	品	費	
一	本	部	負	
一	消	耗	品	
二	旅	費		
一	食	糧	費	
一	雇	傭	金	
二	給	料		

### 支出の目的

食糧費

本部負擔金

消耗品費

卷之三

鹿 覚	國會議員	米子市灘町
日本社會黨鳥取県連合	三、〇〇〇	消耗品費
会	七	事務員手当
	一、〇〇〇	一 旅費
	七、〇〇〇	三
日野郡選挙区選挙長告示	日野郡選挙区選挙長告示第四号	
昭和二十九年十一月四日執行の鳥取県議会議員日野郡選 挙区選挙の立候補者長尾四郎より次のとおり住所を変更 した旨十一月十九日届出があつた。	昭和二十九年十一月三十日	鳥取市栗谷町一番地
選挙長 建 田 国 藏	鳥取市栗谷町一番地	現住所 鳥取市西町四区一九八番地